新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

1 概要

国から新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため、国保に加入している被用者(給与収入のある人)に傷病手当金を支給した場合に、支給額全額を特例的な財政支援することが示された。

また、共同保険者である北海道からも感染防止の観点から全市町村で実施することが望ましいと考えが示されていることから、本市においても条例を整備し給付体制を整えるもの。

※傷病手当金…疾病または負傷により業務に就くことができない場合に、療養中の生活保障 として支給

2 目的

協会けんぽなどの被用者健康保険制度と同様に、国保に属する「被用者」についても、会社を休みやすい環境を整えて感染拡大を抑制する。

3 支給要件等

(1)対象者

被用者のうち新型コロナウイルスに感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者 約40人(北海道が示す計算式に基づく推計値)

(2)支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3)支給額

直近3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日~令和2年9月30日(入院が継続する場合は最長1年6か月)

4 補正予算額

2,867 千円(全額国費による)